

協力事業者安全衛生管理規則

第 1 版

制 定 2025 年 4 月 1 日
改 訂 年 月 日



株式会社 第一ヒューテック

目 次

第1章	一般事項	1
1-1	名 称		
1-2	労働安全関係法令の遵守		
1-3	協力事業者の定義		
1-4	施工管理体制の明確化		
1-5	届出書類による通知		
1-6	自主的な安全衛生管理活動		
1-7	安全衛生管理計画書の作成		
1-8	安全衛生協議会への参加		
1-9	安全衛生関係行事等への参加		
1-10	規律の維持		
1-11	作業員の交替等		
1-12	その他		
第2章	安全衛生管理体制	3
2-1	安全衛生責任者等の選任		
2-2	作業員の管理と適正配置		
2-3	事業主等の作業所巡視		
2-4	職長及び安全衛生責任者の職務		
2-5	就業制限業務への有資格者の配置		
2-6	特別教育の実施		
第3章	工事施工に関する事項	4
3-1	作業手順書の作成及び元請確認並びに周知		
3-2	作業開始前の安全衛生打合せの実施		
3-3	送り出し教育及び新規入場者教育に実施		
3-4	監視人等		
3-5	持込み機械器具、建設機械等の管理		
3-6	危険物又は有害物の持込み管理		
3-7	保護具の着用及び使用		
3-8	安全施設の使用及び保守		
3-9	荷揚げ又は荷卸し作業について		
3-10	火災の予防		
3-11	交通災害の防止		
3-12	5S(整理・整頓・清潔・清掃・しつけ)の励行		
3-13	作業終了報告		
第4章	労働災害等発生時の措置	7
4-1	労働災害等発生時の措置		
4-2	労働災害等の原因の調査及び再発防止策の樹立		
4-3	被災者に関する報告		
別表	1～2	8～9
	作業主任者(有資格者)の選任を必要とする業務		別表—1
	立入禁止措置等		別表—2

第 1 章 一般事項

1-1 名称

この規則は株式会社第一ヒューテックの協力事業者安全衛生管理規則と称する。(以下本規則という)

1-2 労働安全関係法令の遵守

本規約は、労働安全衛生関係法令に基づき、当社の業務に係わるすべての事業所において、関係法令を遵守し、『協力事業者』としての責務を履行するとともに、当社及び作業所が定める規則等に従い、作業員の労働災害及び健康障害の防止を図り、快適な作業環境の形成を促進しなければならない。

1-3 協力事業者の定義

協力事業者とは、当社から仕事を受注した一次下請負会社のほか、一次下請負会社が当社から受注した仕事の一部を受注する二次以降のすべての下請負会社をいう。

1-4 施工管理体制の明確化

協力事業者は、過度の重層請負構造の改善に努めるとともに、施工体制届書により作業所における管理体制について各作業所から確認を受け、その体制における各々の責任(任務、義務、役割等)を確実に果たさなければならない。

1-5 届出書類による通知

協力事業者は、受注した工事の作業所での施工前までに、当社の定めた書類を提出し、その書類に基づき、安全衛生責任者の氏名、安全衛生推進者選任の有無及びその氏名、並びに従事する作業員に関する事項等を作業所に通知し、作業所長の確認を得なければならない。

※当社で定められた書類とは、施工体制台帳・施工体系図・作業員名簿・再下請負通知書等をいう。

1-6 自主的な安全衛生管理活動

- (1) 一次下請負会社は、自社が受注した仕事の一部を二次下請負会社に発注した場合、その管理責任が発生し、作業間の連絡及び調整、作業の巡視、二次下請負事業者及び、二次以降の下請負会社に対する教育等の義務を有する。
- (2) 協力事業者は、作業所の労働災害等の防止を図る為の安全衛生管理活動を自主的に行なうことを基本としなければならない。
- (3) 協力事業者は、その作業員に対し、常に作業手順に則った作業を行うように、指導・教育を図らなければならない。

- (4) 協力事業者は、作業所における災害等防止のために統括安全衛生責任者に協力し、その指示に従わなければならない。
- (5) 協力事業者は、作業員に対して教育等を行ない指導するとともに、事業者として自主的に作業所における労働災害等の防止を図る為に、必要な処置を講じなければならない。

1-7 安全衛生管理計画書の作成

一次下請負会社は、受注した工事の作業所で工事を開始する前までに、工事安全衛生管理計画書及び月間安全衛生管理計画書を作成の上、作業所長に提出(クラウド利用の場合は、登録)し確認を受けなければならない。

一次下請負会社は、二次以降の下請会社に対して、必要に応じて上記に準じて対応するように指導しなければならない。

1-8 安全衛生協議会への参加

協力事業者は、作業所で開催される安全衛生協議会に参加し、そこで協議・決定された事項を関係作業員に周知し、遵守させなければならない。

1-9 安全衛生関係行事等への参加

協力事業者は、作業所が開催する安全朝礼(昼礼・終礼を含む)、安全大会、一斉清掃等の安全衛生関係の行事には、当日就労している作業員を参加させなければならない。

1-10 規律の維持

協力事業者は、当社の得意先、入居者(改修等)、近隣、交通機関、公共施設、通行人及び作業所内の他事業者に迷惑を及ぼさないように、作業員の行動規律の維持に関する監督責任を果たさなければならない。

1-11 作業員の交替等

協力事業者は、施工に当たる作業員に対する技能、経験、安全衛生意識等についての教育を徹底し、適任な状態で送り出さなければならない。

また、作業所の規律等を守らない作業員は、作業所の要請に応じ、協議し、その者を後退させなければならない。

1-12 その他

協力事業者は、この規則に定める事項のほか、当社が定める協力事業者に関する事項を誠実に履行しなければならない。

第 2 章 安全衛生管理体制

2-1 安全衛生責任者等の選任

協力事業者は、法定の教育を受けて、その職務を充分に行なうことができる者の内から作業所における安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全衛生責任者である作業所長等との連絡など、法令に定められた職務を行わせるとともに、その氏名を所属している会社の作業員に周知させなければならない。

2-2 作業員の管理と適正配置

協力事業者は、所属している会社の作業員について、法令で定められている健康診断を実施してその健康状態を把握し、必要な管理を行なう。又、作業所における作業に適した作業員の名簿を事前に提出し、確認を受けなければならない。

協力事業者は、中高年齢者その他、労働災害を防止する上で特に配慮を必要とする者(私病を有する者、年少者等)について、これらの者の心身の状態に応じて適正な配置に努めなければならない。

2-3 事業主等の作業所巡視

協力事業者は、作業所に配置した安全衛生責任者及び職長の職務の履行状態及び作業員の安全作業状況を確認するため、事業主自身又は自社の工事施工・安全管理責任者もしくは安全衛生推進者により定期的に作業所を巡視し、監督及び指導を行い、その結果を作業所長に報告しなければならない。

2-4 職長及び安全衛生責任者の職務

職長及び安全衛生責任者は、当該作業所で次の職務を行わなければならない。
但し、常時使用する労働者が50人以上の事業場においては、常駐しなければならない。

【 職 長 】

- ①作業方法の決定及び作業員の配置係わる事
- ②作業状況の監督及び指導
- ③作業設備及び作業場所の点検・保守
- ④リスクアセスメントの結果に基づいた措置
- ⑤異常時・緊急時における措置
- ⑥その他、監督者として労働災害防止のために必要な措置等

【 安全衛生責任者 】(安衛則第19条)

- ①統括安全衛生責任者との連絡
- ②統括安全衛生責任者からの連絡事項を関係者に連絡
- ③統括安全衛生責任者からの連絡事項のうち自分たちの作業に関わることについての実施についての管理
- ④自分たちの作業についての計画が、作業所の計画と合うように統括安全衛生責任者と調整・協議
- ⑤混在する作業により生じる労働災害に関わる危険の有無の確認及び必要な措置の実施
- ⑥仕事の一部を再請負させる場合の、当該他の請負人の安全衛生責任者との連絡・調整の実施

2-5 就業制限業務への有資格者の配置

協力事業者は、法令により就業制限が定められている業務については、免許を受け、又は技能講習を終了した者でなければその業務を行わせてはならない。当該業務に従事させる時は、免許証、又は技能講習修了証を携帯させなければならない。

2-6 特別教育の実施

協力事業者は、法令(労働安全衛生規則 第36条)に定められた危険又は有害な業務については、当該業務に関する法定の特別の教育を受けた者でなければその業務を行わせてはならない。

第 3 章 工事施工に関する事項

3-1 作業手順書の作成及び元請確認並びに周知

協力事業者は、施工に先立ち、作業所の施工計画に則り、労働災害等の防止に配慮した施工要領書もしくは、危険工程が絡む作業手順書を作成し、作業所の確認を得て、関係する作業員に確実に周知させた上で作業を行わなければならない。

一次下請負会社は、二次以降の下請負会社が作成する施工計画(要領)を確認し、元請及び自社の施工計画(要領)との整合を図らなければならない。

3-2 作業開始前の安全衛生打合せの実施

協力事業者は、毎日の作業開始前に安全衛生責任者又は職長に対し、作業員を集めて作業員の健康状態を把握させ、作業員には保護具の点検を実施させるとともに、RKY活動等により、次の事項を実施させなければならない。

- ①当日作業の内容、手順、安全の留意点等についての作業員への指示
- ②作業間調整の結果の報告及び連絡事項
- ③危険予知活動等の安全活動

※協力事業者の作業グループ毎に行うRKY活動は、作業場所(現地)で行い、作業所より指定された場所に掲示しなければならない。

3-3 送り出し教育及び新規入場者教育に実施

協力事業者は、作業員が作業所に新たに作業に従事することになった場合には、当該作業員に対し、作業所の特性・特異性を踏まえて、作業所に入場する前までに送り出し教育を行わなければならない。又、作業所長または所員より作業入場初日の作業開始前に、新規入場者教育を受けなければならない。各教育は次の事項を周知するものとする。

(1) 当社から事前提供資料による教育

- ①指揮命令系統に関すること
- ②現場の安全衛生管理の基本方針、目標、その他労働災害防止対策に関すること
- ③作業を行う場所の状況(危険有害場所及び立入禁止区域)に関すること
※NTT関連工事に於いては機械室等の情報及び厳守事項に関すること
- ④現場設備、作業環境に関すること
- ⑤労働災害・通信災害等発生時の連絡に関すること

(2) 協力事業者独自の教育

- ①使用機械、工具、材料等の危険性又は有害性及び取扱いに関すること
- ②安全装置、保護具等の取扱いに関すること
- ③作業手順に関すること
- ④作業開始前に行うべき点検に関すること
- ⑤当該業務に伴い発生する恐れのある疾病の原因と予防
- ⑥整理・整頓・清潔の保持に関すること
- ⑦NTT関連工事に於ける厳守事項
- ⑧労働災害発生時における応急処置及び退避に関すること
- ⑨その他、当該業務に関する安全又は衛生の為に必要な事項

3-4 監視人等

協力事業者は、作業所長の指示に従い、必要に応じて法令で定める監視人、誘導者又は交通整理の誘導員について責任者を定めて配置し、適切な安全衛生管理を行わなければならない。

一次下請負会社は、上記について責任をもって二次以降の下請負会社を指導しなければならない。

3-5 持込み機械器具、建設機械等の管理

協力事業者は、作業所に持込む機械器具、建設機械等の機械及び設備については、事前に安全点検について点検するとともに、必要な機械については法定の特定自主検査等の検査済証等を添付して作業所に提出し、確認を受けなければならない。

一次下請負会社は、上記について責任をもって二次以降の下請負会社を指導しなければならない。

3-6 危険物又は有害物の持込み管理

協力事業者は、危険物又は有害物の持込みについては、事前に作業所に届け出て、作業所の確認を得た後でなければ、持込むことも、使用することもできない。

持込んだ危険物又は有害物については、法令に基づく管理はもとより、責任者を定めて細心の注意を払い使用及び保管を等の管理を行わなければならない。

一次下請負会社は、上記について責任をもって二次以降の下請負会社を指導しなければならない。

3-7 保護具の着用及び使用

協力事業者は、作業所に入場する作業員に対し、作業に適した保護具(保護帽、墜落制止用器具、保護メガネ、保護マスク、保護手袋等)を着用させ、必要に応じて的確に使用させなければならない。

使用する保護具は定期的に点検を行い、その機能を確認した上で、使用させなければならない。

※墜落制止用器具はフルハーネス型とし当社『墜落制止用器具(安全帯)の使用基準』による。

一次下請負会社は、上記について責任をもって二次以降の下請負会社を指導しなければならない。

3-8 安全施設の使用及び保守

協力事業者は、作業所が設置した手摺り、養生棚、足場等の安全防護設備を無断で取り外す行為を作業員にさせてはならない。作業の必要上、やむを得ず取り外さなければならない場合は、作業所の許可を得て、親綱の設置、墜落制止用器具等作業中の墜落による危険防止措置、及び関係者以外立入り禁止等の措置を行った上で取外しを行い作業に従事するものとする。作業終了後は、直ちに手摺等の取外した設備を復旧して作業所員に報告をしなければならない。

※墜落制止用器具はフルハーネス型とし当社『墜落制止用器具(安全帯)の使用基準』による。

一次下請負会社は、上記について責任をもって二次以降の下請負会社を指導しなければならない。

3-9 荷揚げ又は荷卸し作業について

協力事業者は、タワークレーンもしくは移動式クレーン車による荷揚げ又は荷卸しの作業を行う場合は、法令で定められている資格を有する者が行ない、クレーンの取扱い、玉掛作業、合図等正しい作業方法で作業をしなければならない。

一次下請負会社は、上記について責任をもって二次以降の下請負会社を指導しなければならない。

3-10 火災の予防

協力事業者は、溶接その他火気を使用する場合は、作業所が定める火気使用ルールに従い、火気使用責任者を定め、作業所の所員に届出を行い許可を得るものとし、消火器、消火用バケツ等の消火設備を設置して十分な防災管理の下で作業を行わさせなければならない。

作業所における喫煙については、指定場所以外での喫煙を禁止する。

一次下請負会社は、上記について責任をもって二次以降の下請負会社を指導しなければならない。

3-11 交通災害の防止

協力事業者は、交通災害防止について特に留意し、法令を遵守するとともに、作業所が定める規定等のほか、自社の具体的実施事項を運転者、作業員等に適切に教育をしなければならない。

協力事業者は、通勤車両の運転者に対し、二日酔い、疲労等による交通事故を防止するため、適切な指導及び措置を行わなければならない。

3-12 5S(整理・整頓・清潔・清掃・しつけ)の励行

協力事業者は、常に自己の作業場所を整頓して作業を行い、毎日の作業終了時には、不要材、発生材残材を指定場所に集積し整理を行わなければならない。また、機械、使用工具、備品等は片付をし、格納場所等に整理しなければならない。

作業所で定められた一斉清掃には、作業員全員が参加しなければならない。

作業員は、常にその作業にふさわしい身だしなみを整え、清潔を保たなければならない。休憩所・トイレ等の施設は、毎日清掃を行い、清潔な状況を保持しなければならない。

3-13 作業終了報告

協力事業者は、該当の作業所に作業に従事している職長もしくは安全衛生責任者に、作業終了の際に終礼を行い、作業の進捗状況、ヒヤリハット等の有無を確認させ、作業所に報告をさせなければならない。

第 4 章 労働災害等発生時の措置

4-1 労働災害等発生時の措置

協力事業者は、作業所内で労働災害等を発見し、又はその発生を予見した時は、担当業務の如何を問わず直ちに安全確保のため作業を中止、もしくは中止させ、例外なく、作業所の所員に急報し、作業所長等の指示を仰ぎ協力することを周知徹底させなければならない。

一次下請負会社は、上記について責任をもって二次以降の下請負会社を指導しなければならない。

4-2 労働災害等の原因の調査及び再発防止策の樹立

一次下請負業者は、二次以降の下請負業者の作業員が被災した場合も、作業所との連携の下に、自社の安全管理の責任者、安全衛生推進者等により災害調査を行い、その原因を究明するとともに、再発防止策を樹立して展開を図らなければならない。

4-3 被災者に関する報告

協力事業者は、その雇用する作業員が被災した場合には、治癒するまで被災者の療養状況を少なくとも毎週1回作業所又は当社に報告しなければならない。

作業主任者(有資格者)の選任を必要とする業務一覧表

別表-1

選任配置すべき者	業 務 内 容	資 格 要 件	規 則 条 文
高圧室内作業主任者	高圧室内作業(涵養工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業質又はシャフトの内部において行う作業)	免 許 者	高圧則 10
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の作業	免 許 者	安衛則 314,316
エックス線作業主任者	放射線業務に係る作業	免 許 者	電離則 46,47
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業	免 許 者	電離則 52-2,52-3
木材加工用機械作業主任者	丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を5台以上有する事業場における当該機械による作業	技能講習修了者	安衛則 129,130
コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器を使用する破砕の作業	技能講習修了者	安衛則 321-3 321-4
地山の掘削作業主任者	掘削用の高さが2m以上となる地山の掘削作業	技能講習修了者	安衛則 359,360
土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業	技能講習修了者	安衛則 374,375
ずい道等の掘削作業主任者	ずい道等の掘削、ずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け又はコンクリート等の吹付けの作業	技能講習修了者	安衛則 383-2 383-3
ずい道等の覆工作業主任者	型わく支保工の組立て、移動、解体、コンクリートの打設等ずい道等の覆工の作業	技能講習修了者	安衛則 383-4 383-5
はい作業主任者	高さが2m以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業	技能講習修了者	安衛則 428,429
型わく支保工の組立て作業主任者	型わく支保工の組立て又は解体の作業	技能講習修了者	安衛則 246,247
足場の組立て等作業主任者	つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 565,566
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるものに限る。)の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 517-4 517-5
木造建築物の組立て等作業主任者	軒高5m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取付けの作業	技能講習修了者	安衛則 517-12 517-13
コンクリート造の工作物解体等作業主任者	高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	技能講習修了者	安衛則 517-17 517-18
特定科学物質等作業主任者	特定化学物質(1類・2類・3類)等を製造又は取扱作業及び溶接作業	技能講習修了者	特化則 27,28
鉛作業主任者	鉛業務に係る作業	技能講習修了者	鉛 則 33,34
第1種及び第2種酸素欠乏危険作業主任者	第1種及び第2種酸素欠乏危険場所における作業	技能講習修了者	酸欠則 11, ②、③
有機溶剤の取扱い等作業主任者	屋内作業場、タンク等で有機溶剤とそれの含有量が5%を超えるものを取扱う作業	技能講習修了者	有機則 19,19-2
石綿作業主任者	石綿もしくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取扱う作業	技能講習修了者	石綿則 19,20

(注:安全基準法施工令6条のうち、建設業に関係の少ないものを除く。)

立入り禁止の措置等一覧表

別表-2

作業別	当該箇所	必要な措置	則条文
不整地運搬車	一の荷が100kg以上のものを不整地運搬車に積卸しをする作業箇所	関係者以外立入禁止	安衛則 151の48
構内運搬車	一の荷が100kg以上のものを構内運搬車で積卸しする作業箇所	"	" 151の62
貨物自動車	一の荷が100kg以上のものを貨物自動車に積卸しする作業箇所	"	" 151の70
車両系荷役運搬機械	フォーク、ショベル、アーム等及びこれらにより支持されている荷の下	立入禁止	" 151の9
車両系建設機械	運転中に接触危険の箇所	"	" 158
コンクリートポンプ車	コンクリート等の吹出し箇所	"	" 171の2
車両系建設機械 (解体用)	工作物の解体若しくは破壊の作業又はコンクリート、岩石等の破砕の作業を行う箇所	関係者以外立入禁止	" 171の4
くい打(抜)機又はボーリングマシン	ずい道等の著しく狭あいな場所で作業を行う場所で、巻上げ用ワイヤロープの切断による危険がある箇所	立入禁止	" 180
くい打(抜)機又はボーリングマシン	巻上げ用ワイヤロープの屈曲部の内側	"	" 187
軌道装置	建設中のずい道等の内部で動力車による後押し運転区間	"	" 224
型わく支保工	組立て又は解体を行う区域	関係者以外立入禁止	" 245
危険物の取扱い	火災又は爆発の危険がある箇所	火気の使用を禁止する表示と不必要者の立入禁止	" 288
アセチレン溶接装置	発生器室	係員以外の立入禁止と表示	" 312
ガス集合溶接装置	ガス装置室	"	" 313
電気取扱業務	配電盤室、変電室等区画された場所	電気取扱者以外立入禁止	" 219
明り掘削	地山の崩壊又は土石の落下のおそれがある箇所	立入禁止、土止め支保工防護編みの設置	" 361
土止め支保工	切りばり又は腹おこしの取付け又はとりはずしを行う箇所	関係者以外立入禁止	" 372
ずい道掘削	こそく作業中(岩盤に浮き出ている岩片や岩塊(浮き石)を落下させる作業)の箇所又はその下方の危険箇所	"	" 386
ずい道支保工	補強又は補修作業箇所での落盤又は肌落ちの危険箇所	"	" 386
ずい道内	ずい道等内部の可燃性ガス濃度が爆発下限限界値の30%未満確認まで	"	" 389の8
地山の崩壊箇所	岩石採取のための掘削作業中の土石の落石危険場所	立入禁止	" 411
採石作業	運転中の運搬機械、小割機械等に接触危険箇所	"	" 415
貨物取扱作業等	一の荷が100kg以上のものを貨車に積卸しする作業箇所	関係者以外立入禁止	" 420
はい付け又はいぐずしの作業	はいの崩壊又は荷の落下による危険箇所	関係者以外立入禁止	" 433
鉄骨の組立て等	作業区域内	"	" 517の3